

保証制度のポイント

ココをチェック!!

独立開業資金や開業後間もない方に!また、分社化資金にもご利用できます!

創業支援資金に係る保証制度比較一覧表

信用保証協会でお取扱いのできる、創業資金は大きく分けて、これから新たに事業をはじめられる場合に自己資金を必要(同額が限度)とする「創業等関連保証」と自己資金を要件としない「創業関連保証」に分けられます。両制度の併用で最大3,500万円までの資金調達が可能です。

また、両制度とも国の制度と県の制度がそれぞれ用意されています。(ただし、国、県の制度の利用を併せて融資限度は3,500万円です。)

「創業関連保証」のポイント	◇創業のための自己資金が不要	◇借入限度額は2,000万円
「再挑戦支援保証」のポイント	◇廃業経験を生かし再起業する方が対象	◇借入限度額は2,000万円
「創業等関連保証」のポイント	◇創業のための自己資金額による制限あり	◇借入限度額は1,500万円

「創業関連保証」「再挑戦支援保証」「創業等関連保証」の概要

制度名	創業関連保証	再挑戦支援保証	創業等関連保証
根拠法	産業競争力強化法		中小企業新事業活動促進法
融資限度額	2,000万円 (創業関連保証と再挑戦支援保証の合算限度額)		1,500万円
	創業関連保証及び再挑戦支援保証と創業等関連保証は同時に利用することができます。 この場合の限度額は3,500万円となります。		
資金使途	運転資金および設備資金 ※ただし、新会社設立のための資本金(株式取得資金)は、対象となりません。		
担保	不要		
連帯保証人	原則として、法人の代表者を除き不要		
自己資金	不要		創業計画段階の個人については、借入金額と同額以上の自己資金が必要
融資対象者	①事業を営んでいない個人で、1ヶ月以内に事業を開始する方 ②事業を営んでいない個人で、2ヶ月以内に会社を設立する方 ③事業を営んでいない個人で、創業後5年未満の方 ④事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未満の会社 ⑤分社化を計画する会社 ⑥設立後5年未満の分社化された会社	経営不況の悪化により過去に営んでいた事業を廃止または会社を解散 [※] してから5年を経過していない以下の方 ※解散時に業務を執行する役員であった方も含まれます。 ①事業を営んでいない個人で、1ヶ月以内に事業を開始する方 ②事業を営んでいない個人で、2ヶ月以内に会社を設立する方 ③事業を営んでいない個人で、創業後5年未満の方 ④事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未満の会社	①事業を営んでいない個人で、1ヶ月以内に事業を開始する方 ②事業を営んでいない個人で、2ヶ月以内に会社を設立する方 ③事業を営んでいない個人で、創業後5年未満の方 ④事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未満の会社 ⑤分社化を計画する会社 ⑥設立後5年未満の分社化された会社
融資利率	金融機関所定利率(県の制度利用の場合は、1.50%、特例(※)の場合は1.30%)		
保証料率	0.80%(県の制度の場合は、県が全額補助し、0.0% ※2022年3月31日まで)		
返済方法	原則として、均等分割返済		
融資期間	10年以内(据置1年以内)(県制度利用の場合、運転資金7年以内、設備資金10年以内)		
添付書類	「創業・再挑戦計画書」は、創業計画段階の申込の場合に必要です。なお、再挑戦支援保証では必須です。「資格要件申込書」は、再挑戦支援保証で必須です。		

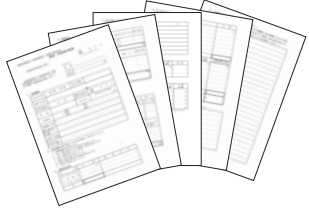
ココをチェック!!

2014.1.20から創業関連保証の対象者に「分社化」の場合も追加されました。

※市町が策定し、主務省が認定した認定創業支援事業計画に定めるセミナー等で創業に必要な特定の知識を習得することができる事業

創業計画書とはこれから始める事業を成功させるためのビジネスプランです

- 1. 事業概要**
これから始める事業の内容や目的(動機)を記入いただきます。
いわば社長の事業に対する思いです。
セールスポイントや将来の目標を具体化するのとよいでしょう。
- 2. 資金計画**
運転資金や設備資金といった事業を始めるにあたって必要となる資金計画を記入いただきます。
運転資金とは、商品・材料仕入資金や人件費などを、設備資金とは、店舗や機械装置、車輛などの購入資金を指します。
開業時に必要となる資金をまとめてみましょう。
- 3. 資金調達計画**
必要となる資金がなかったら、それをどう調達するか、調達方法を記入いただきます。
自己資金や家族からの借入、金融機関からの借入などを指します。
資金計画の合計と資金調達計画の合計は合致させてください。
- 4. 収支計画**
開業後の増益の見込みを立てます。
売上-費用=利益の予測には「経営環境」「業界(競合)状況」等を総合的にみるようにしましょう。
売上-費用=利益(これに減価償却費を加えたもの)が借入をした場合の返済原資になります。



創業される方へのアドバイスに知っておくと便利なマメ知識

(1)創業の事業形態(個人・法人)について

個人での創業と法人(会社)を設立しての創業とを比較してみます。

	個人	法人(株式会社)
開業手続き	比較的簡単で特別な費用は必要ありません。	設立登記に時間と費用がかかります。 ※登記にかかる費用の一例 収入印紙 定款認証料 定款謄本代等 登録免許税 (手続きを司法書士などの専門家に依頼する場合は別途費用がかかります。)
社会的信用	一般的に法人に比べてやや劣ります。	一般的に信用力に優り、従業員の採用などで有利です。
税務申告	申告書類などは比較的記載が簡単です。3月15日が確定申告の期限です。	決算などの書類作成が複雑です。
税金(課税)	事業が小規模の場合は有利です。	事業が大規模になると節税の効果があります。
事業に対する責任	無限責任。万一の場合には個人の全財産をもって弁済します。	出資分を限度とする有限責任ですが代表者は取引に際し連帯保証人となる場合があります。
事業主の報酬	事業利益が事業主の報酬となります。	定款または株主総会の決議で決定します。社長や役員給与は、役員報酬として経費になります。

(2)開業に必要な許認可の取得や各種届け出について

開業の際には事業内容や規模により許認可の取得や各種「届け出」が必要です。

許認可	税務署	県税事務所	社会保険事務所	公共職業安定所	労働基準監督署
保健所 <ul style="list-style-type: none"> 飲食業 菓子製造業 美容業 理容業 公共職業安定所…人材派遣業 運輸局・愛媛県…旅行業 など	個人の方は開業の日から1ヶ月以内に開業届出書、法人の方は会社設立から2ヶ月以内に法人設立届出書	個人の方も法人の方も開業の日(設立日)から15日以内に事業開始等申告書を提出	・社会保険、厚生年金保険 法人はすべて強制加入、個人で5人以上従業員を雇用する場合は強制加入	・雇用保険 個人・法人とも従業員を雇うときは加入	・労働保険 個人・法人とも従業員を雇うときは加入

(3)開業にともなう各種届け出

事業形態により開業にともなう届出書が異なります。

	個人	法人
税務署(国)	開業届出書	法人設立届出書
県税事務所	事業開業報告書	法人設立報告書
市町村役場	開業等届出書	法人設立届出書
社会保険事務所	国民健康保険、国民年金	健康保険、厚生年金保険
公共職業安定所	①新規適用届 ②新規適用事業所現況書 ③被保険者資格取得届 ④被扶養者(異動)届 ⑤国民年金第3号被保険者の届出	雇用保険
労働基準監督署	①適用事業所設置届 ②被保険者資格取得届	労働保険 ①保険関係成立届 ②適用事業報告書 労働保険概算保険料申告書

(4)税金について

毎月必ず申告の必要がありますのできちんと理解しておきましょう。

	個人	法人
国税	所得税 所得金額に応じて課税されます。	法人税 所得金額に応じて課税されます。
地方税	個人住民税 均等額でかかる「均等割」と前年の所得に比例してかかる「所得割」からなります。 ①県民税 ②市町村民税	法人住民税 資本金等の金額区分に応じてかかる「均等割」と当期の法人税額に応じてかかる「法人税割」からなります。 ①県民税 ②市町村民税
消費税	個人事業税 所得金額に応じて課税されます。 消費税(6.3%) 地方消費税(1.7%)	法人事業税 所得金額に応じて課税されます。 消費税(6.3%) 地方消費税(1.7%)